

4 教員免許状取得見込証明書について

「教員免許状取得見込証明書」は発行年度内に教員免許状を取得する見込があることを証明するものです(免許状の取得を保障するものではありません)。

発行を希望する場合は、発行年度内に教員免許状の取得に必要な単位を全て修得できる学習計画を立て、希望する免許種および入学コースごとに定められている発行条件を満たす必要があります。該当する発行条件を確認の上、申し込んでください。発行条件を満たしているか判断できない場合は、事務室証明書担当に連絡してください。

【発行条件(全免許状共通)】

以下①～④を満たしていること

- ① 正科生または正科・課程履修生として在学中であること(休学中を除く)。
- ② 希望する免許状の取得根拠が免許法第5条別表第1であり、本学カリキュラムに従い履修登録(単位修得)していること(免許法第6条による教員免許取得の場合は発行不可)。
- ③ 介護等体験を必要とする学校種の場合は、体験が終了しているか、発行年度内に実施予定であること。
- ④ ①～③の条件に加えて、以下に定める発行条件を満たしていること。

◆4-1 1種免許状(幼稚園・小学校・中学校・高等学校共通)

- ① 正科生:卒業見込承認されている、または卒業見込承認要件を満たしていること。
- ② 正科・課程履修生:36単位以上修得済みであること。

◆4-2 2種免許状(幼稚園・小学校・中学校共通)

＜正科生1年次入学、正科生2年次編入学、正科生3年次編入学(短大卒者以外)＞

- ・発行年度末において2年以上在学しているか、2年以上の在学に達する見込であること。
- ・以下の修得単位数を満たしていること(編入学者は希望免許種の教育実習科目、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」および一括認定単位を除く)。

発行時期	4～9月	10月・11月	12・1月	2・3月
発行条件	・22単位以上修得済みであること ・スクーリング単位を6単位以上修得済みであること	・46単位以上修得済みであること ・スクーリング単位を12単位以上修得済みであること	・54単位以上修得済みであること ・スクーリング単位を12単位以上修得済みであること	・62単位以上修得かつスクーリング単位を15単位以上修得していること ・2種免許状に必要なすべての単位を修得していること 未修得単位がある場合は、年度内の単位修得機会ですべての単位修得の計画が成立すること

※ 2種免許状の取得については▶143～147ページを確認してください。

＜正科生3年次編入学(短大卒者)、正科・課程履修生＞

以下の修得条件を満たしていること(希望免許種の教育実習科目および「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を除く)。

入学時の個別 認定・本学に おける修得免 除単位の有無	発行時期			
	4～9月	10月・11月	12・1月	2・3月
なし	20単位以上のレポートを提出済みであること	28単位以上修得済みであること	36単位以上修得済みであること	2種免許状に必要なすべての単位を修得していること。 未修得単位がある場合は、年度内の単位修得機会で全単位修得の計画が成立すること。
1～5単位	20単位以上のレポートを提出済みであること	個別認定、修得免除単位を含めて28単位以上修得済みであること	個別認定、修得免除単位を含めて36単位以上修得済みであること	個別認定・修得免除単位を含めて2種免許状に必要なすべての単位を修得していること。 未修得単位がある場合は、年度内の単位修得機会で全単位修得の計画が成立すること。
6単位以上	14単位以上のレポートを提出済みであること			

※再入学者の場合は、学習状況照会における「修得済単位」を合算することができる。

◆4-3 特別支援学校教員 免許状

- ・基礎となる免許状を所持している、もしくは小学校の教員免許状取得見込の発行条件を満たしていること。

＜正科生1年次入学、正科生2年次編入学、正科生3年次編入学(短大卒者以外)＞

発行時期	4～1月	2・3月
発行条件	卒業見込承認されている、または卒業見込承認要件を満たしていること	免許状に必要なすべての単位を修得していること。 未修得単位がある場合は、年度内の単位修得機会で全単位修得の計画が成立すること。

＜正科生3年次編入学(短大卒者)、正科・課程履修生＞

発行時期	4～9月	10月・11月	12・1月	2・3月
発行条件	14単位以上のレポートを提出済みであること	16単位以上修得済みであること	22単位以上修得済みであること	免許状に必要なすべての単位を修得していること。 未修得単位がある場合は、年度内の単位修得機会で全単位修得の計画が成立すること。